



平成 30 年 1 月 12 日

各 位

会社名 株式会社東京ソワール
代表者名 代表取締役社長 村越 眞二
(コード番号 8040 東証第 2 部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 宮本 幸三
(TEL. 03-5474-6617)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 3 月 28 日開催予定の第 49 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

- | | |
|------------|--|
| ①併合する株式の種類 | 普通株式 |
| ②併合の方法・比率 | 平成 30 年 7 月 1 日をもって、平成 30 年 6 月 30 日(当日は株主名簿管理人の休業日となるため、実質的には平成 30 年 6 月 29 日)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。 |

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 6 月 30 日現在）	19,300,000 株
株式併合により減少する株式数	15,440,000 株
株式併合後の発行済株式総数	3,860,000 株

※「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 6 月 30 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当社の株主構成】（平成 29 年 6 月 30 日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	2,434 名（100.0%）	19,300,000 株（100.0%）
5 株未満	292 名（12.0%）	319 株（0.0%）
5 株以上	2,142 名（88.0%）	19,299,681 株（100.0%）

※上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみご所有の株主様 292 名（所有株式数の合計 319 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問合せください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

平成 30 年 3 月 28 日開催予定の第 49 回定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更等に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成 30 年 7 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成 30 年 3 月 28 日開催予定の第 49 回定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更等に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更の理由

上記「1. (2) 株式併合の内容」に記載した株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を減少させるものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更の内容

平成 30 年 7 月 1 日をもって、発行可能株式総数を 7 千万株から 1 千 4 百万株に変更いたします。

(3) 発行可能株式総数の変更の条件

平成 30 年 3 月 28 日開催予定の第 49 回定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更等に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 7 条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 30 年 7 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>70,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>14,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>第6条および第7条の変更は、当社第49回定時株主総会の議案にかかる株式併合の効力発生日である平成30年7月1日に、効力が発生するものとする。なお、本附則は当該効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 定款変更の条件

平成30年3月28日開催予定の第49回定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更等に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

5. 日程

取締役会決議日	平成30年1月12日(金)
定時株主総会決議日	平成30年3月28日(水)
株式併合の効力発生日	平成30年7月1日(日)
単元株式数変更の効力発生日	平成30年7月1日(日)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成30年7月1日(日)

※上記のとおり、株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成30年7月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年6月27日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】株式併合および単元株式数変更に関するQ&A

株式併合および単元株式数変更に関するQ&A

Q1 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所で売買単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q3 株式併合と単元株式数の変更を合わせて実施する理由を教えてください。

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更する事で投資家の利便性向上を図り、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするため、株式併合と単元株式数の変更を実施することとしました。

なお、今回の当社のケースでは投資単位が実質的に現行の2分の1に引き下げとなります。

Q4 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年6月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。

また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,500株	1個	300株	3個	なし
例②	589株	なし	117株	1個	0.8株
例③	43株	なし	8株	なし	0.6株
例④	1株	なし	なし	なし	0.2株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②～④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は、平成30年9月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q5 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。

株式併合の結果、株主様にご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は、併合前の5倍となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および資産価値等は次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数①	10,000株	2,000株	5分の1
(理論上の)株価②	400円	2,000円	5倍
資産価値①×②	4,000千円	4,000千円	変わらず

Q6 株式併合によって所有株式数が減少すると、受け取れる配当金額が減少しますか。

ご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合(5株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q7 端数株式が生じないようにすることはできますか。

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的な手続きは、お取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には下記の株主名簿管理人*にお問い合わせください。

Q8 株式併合後も引き続き単元未満株式が生じますが、買取りや買増しをしてもらえますか。

株式併合後も単元未満株式の買取制度や買増制度のご利用は可能です。

具体的な手続きは、お取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には下記の株主名簿管理人*にお問い合わせください。

Q9 株主自身で何か必要な手続きはありますか。

特段のお手続きは必要ありませんが、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用の場合は所定の手続きが必要となります。

Q10 株主優待に変更はありませんか。

単元株式数の変更及び株式併合後においても、現在の株主優待制度と変わりのないご優待を実施いたします。株主優待の発行基準となる所有株式数は1,000株以上から100株以上へと引き下げます。

※当社の株式名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社

(連絡先) みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間 9時～17時 (土・日・祝日を除く)